

薬食発0818第2号  
平成26年8月18日

各都道府県知事 殿

厚生労働省医薬食品局長  
( 公 印 省 略 )

登録認証機関に対する行政処分等について

今般、登録認証機関に対し、別添（写）のとおり行政処分が行われ、当該登録認証機関が実施する基準適合性認証の業務を薬事法（昭和35年法律第145号。）第23条の18第2項の規定により平成26年8月19日から平成26年9月2日まで独立行政法人医薬品医療機器総合機構に行わせることとしたので御承知のほどお願いいたします。

